

# 告示

## 埼玉県告示第三百八十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年八月二十三日

埼玉県知事 上田清司

### 一 許可番号

第二〇一四―十一―〇号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

幸手市大字権現堂字上外野千百三十五番七 他三十二筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千八十三・六立方メートル